（核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示の一部改正）

第五条　核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（平成十二年科学技術庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正）

第六条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成十三年経済産業省告示第百八十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六条第一項第三号中「法第四十三の三の三第一項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第四十三の三の三第一項」に改める。

第十二条を削る。

（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正）

第七条　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成十三年経済産業省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第四条第一項第三号中「法第十二条の七第一項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。）第十二条の七第一項」に改める。

第七条を削る。

（運転責任者に係る基準等に関する規程の一部改正）

第八条　運転責任者に係る基準等に関する規程（平成十三年経済産業省告示第五百八十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（安全上重要な機器等を定める告示の一部改正）

第九条　安全上重要な機器等を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令に基づき経済産業大臣が定める研修を定める告示の一部改正）

第十条　電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令に基づき経済産業大臣が定める研修を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「経済産業大臣」を「経済産業大臣及び原子力規制委員会」に改める。

第二条及び第三条中「経済産業大臣」を「経済産業大臣及び原子力規制委員会」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令に基づき経済産業大臣が定める研修を定める告示の一部改正）

第十一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令に基づき経済産業大臣が定める研修を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（平成十六年経済産業省告示第六十六号の一部改正）

第十二条　平成十六年経済産業省告示第六十六号の一部を次のように改正する。

第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示の一部改正）

第十三条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示（平成十七年経済産業省告示第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「令第六十三条第一項」を「令第六十三条第一項第二号、第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条　令第六十三条第一項第五号及び第二項並びに第六十四条の規定に基づき原子力規制委員会が定める製錬施設、加工施設、原子炉施設（船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設を除く。）、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設は、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置される加工施設、原子炉施設（船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設を除く。）、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は廃棄物管理施設とする。

一　北海道電力株式会社　泊発電所
二　東北電力株式会社　東通原子力発電所
三　東北電力株式会社　女川原子力発電所
四　東京電力株式会社　福島第一原子力発電所
五　東京電力株式会社　福島第二原子力発電所
六　東京電力株式会社　柏崎刈羽原子力発電所
七　中部電力株式会社　浜岡原子力発電所
八　北陸電力株式会社　志賀原子力発電所
九　関西電力株式会社　美浜発電所
十　関西電力株式会社　高浜発電所
十一　関西電力株式会社　大飯発電所
十二　中国電力株式会社　島根原子力発電所
十三　四国電力株式会社　伊方発電所
十四　九州電力株式会社　玄海原子力発電所
十五　九州電力株式会社　川内原子力発電所
十六　日本原子力発電株式会社　東海第二発電所
十七　日本原子力発電株式会社　敦賀発電所
十八　電源開発株式会社　大間原子力発電所
十九　独立行政法人日本原子力研究開発機構　高速増殖炉研究開発センター
二十　独立行政法人日本原子力研究開発機構　敦賀本部　原子炉廃止措置研究開発センター
二十一　日本原燃株式会社　再処理事業所
二十二　リサイクル燃料貯蔵株式会社　リサイクル燃料備蓄センター
二十三　独立行政法人日本原子力研究開発機構　東海研究開発センター　核燃料サイクル工学研究所
二十四　独立行政法人日本原子力研究開発機構　大洗研究開発センター

（原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則の一部改正）

第十四条　原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第十五号」を「第五十一条第一項第十三号」に改める。